

一般社団法人日本マンション学会表彰規程
(当初制定：2011年4月16日 JICL 規程3号)

(総則)

第1条 一団法人日本マンション学会（以下「本会」という。）定款第4条1項6号に定める研究の奨励及び研究業績の表彰は、この規程の定めるところによる。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、以下のとおりとする。

- (1) 日本マンション学会論文賞（以下「論文賞」という。）
- (2) 日本マンション学会研究奨励賞（以下「奨励賞」という。）
- (3) 日本マンション学会共同研究業績賞（以下「共同研究賞」という。）
- (4) 日本マンション学会実務業績賞（以下「実務業績賞」という。）

(賞の対象)

第3条 各賞の対象は、下記によるものとする。

- (1) 論文賞は、会員によりマンション学会誌に掲載された論文・研究報告等（審査の有無によらない）の中から、独創性、将来性、体系性があり、マンション学上秀でた論文で、マンション学の発展に寄与するもの。
- (2) 奨励賞は、会員によりマンション学会誌に掲載された論文・研究報告等（審査の有無によらない）の中から、独創性、萌芽性、将来性があり、マンション学上優れた論文で、今後の研究を奨励すべきもの。
- (3) 共同研究賞は、複数の会員の共同研究の成果としてマンション学会誌に掲載された複数の論文・研究報告等（審査の有無によらない）の中から、その論文・研究報告等の全体として体系的であり、かつ奨励賞の水準以上に達するもの。
- (4) 実務業績賞は、会員によりマンション学会誌に掲載された活動報告等（審査の有無によらない）の中から、今後の実務の発展に寄与する優れた業績であり、かつ奨励賞の水準に準ずるもの。

(賞の内容)

第4条 各賞の内容は、以下に示すものとする。

- (1) 各賞に対して、その功績をたたえ、賞状を授与する。
- (2) 各賞に対して、副賞を授与することができる。

(表彰の件数)

第5条 各賞の件数は、それぞれ数件程度とする。

(選考委員会)

第6条 受賞者候補選考のため、選考委員会を置くものとする。

2. 論文賞・奨励賞・共同研究賞の選考は、選考委員会に置かれた文系部会と理系部会が各業績の学問分野に応じて部会ごとに行うものとする。
3. 実務業績賞の選考は、選考委員会に置かれた文系部会と理系部会の合同により行うものとする。

(賞を受けるもの)

第7条 個人による業績の場合、その個人を表彰する。組織的な業績の場合、組織の名目にかかわらず、その業績をあげるために実際に中心になった者の内から1名又は若干名を選んで表彰する。ただし、組織的な業績の場合の副賞については、組織体に対して交付するものとする。

(選考の結果)

第8条 選考委員会は、表彰業績候補の選考結果について、選定理由書を添えて理事会に報告しなければならない。

(表彰業績の決定及び賞の授与)

第9条 理事会は、選考委員会の報告に基づき、表彰業績を決定し、原則として、総会において賞を授与する。

(発表)

第10条 表彰業績は、理事会が承認するまで公表しない。

(委員名の公表)

第11条 原則として、各賞の選考委員は公表する。

(その他)

第12条 各賞選考等に必要事項は、選考委員会運営規則による。

附則1 この規程は、2011年4月16日から施行する。

附則2 この規程の改正(2021年12月24日理事会承認)は、2022年4月1日から施行する。